

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業規模に即したコーポレート・ガバナンスを実践し、株主に対し一層の経営の透明性、健全性を高めることを最優先と考え実施いたしております。経営状況におきましても迅速且つ継続的に情報提供が可能な経営を実現していくことを目指して取り組んでおります。当社は、社外監査役2名を含む監査役会による経営監視が有効に機能していると考えており、現行の監査役制度のもと、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。また、独立性の高い社外取締役4名を加える事により、各取締役の監督機能を強化しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-2.株主総会における権利行使】

(補充原則1-2-4)

当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後10%以上となった時点で、招集通知等の英訳を進めてまいります。インターネットでの議決権の電子行使を可能とするための環境作りは実施しております。

【原則2-3.社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

(補充原則2-3-1)

取締役会は、サステナビリティを巡る課題を事業成長における制約と機会創出の両面で大きく関わることを認識し、定期的な協議の場を設けております。持続的な社会の実現を志向し策定した企業行動憲章の周知と定期的なモニタリングを実施しております。気候変動への配慮に向けた具体的な課題への取り組みについては引き続き検討を行い適切に開示してまいります。

【原則2-4.女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

(補充原則2-4-1)

当社は、男女の性別や国籍を問わず中核人材の登用等において、特段の制限は設けておらず広く門戸を開いておりますが、女性の管理職への登用についての実績はありません。近年は外部より取締役の選任・執行役員の中途採用を行う等の積極的な人材登用を行っております。今後は測定可能な目標の設定とともに女性・外国人・中途採用者の登用等、知識・経験等のバランスのとれた多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針の開示に向けて検討してまいります。

【原則3-1.情報開示の充実】

(補充原則3-1-2)

株主総会招集通知等の英語での情報提供につきましては、株主における海外投資家の比率が相対的に低いと考えており、＜補充原則1-2-4＞を踏まえ検討してまいります。

(補充原則3-1-3)

当社は、企業価値の向上の観点から、サステナビリティをめぐる課題対応を経営戦略の重要な要素と認識しております。ESG要素を含むサステナビリティの取り組みについては、企業行動憲章に加え、環境方針を定め循環型社会に貢献すべく推進しております。今後、人的資本や知的財産への投資等の重要性が指摘されている点も踏まえて中期経営計画を通じて開示することを検討してまいります。

【原則4-1.取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4-1-3)

当社では、代表権者等の後継者に関する具体的な計画は有しておりませんが、経営陣幹部を支える役員や管理職の育成は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な課題であると認識しております。今後、取締役会は指名報酬諮問委員会の適切な検討、勧告を受け、中長期的な企業価値向上に向けた次世代幹部の戦略的育成計画の運用状況等を適切に監督していく予定です。

【原則4-2.取締役会の役割・責務(2)】

(補充原則4-2-2)

当社は、企業価値の向上の観点から、サステナビリティをめぐる課題対応を経営戦略の重要な要素と認識しております。サステナビリティを巡る取り組みについて基本的な方針の策定は、＜補充原則3-1-3＞を踏まえ検討してまいります。

【原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社定款に定める取締役の定数は13名以下、監査役は4名以下としております。現在、取締役は10名で、そのうち社外取締役は4名選任しており、知識・経験・能力バランスが良く備えた人材で構成され、その規模について適正であると認識しております。しかしながら、ジェンダーや国際性の面を含む多様性については改善の余地があることから、多様性の確保という視点に重きを置いた候補者の選定に努めてまいります。また、当社の監査役は3名で、そのうち社外監査役は2名選任しており、適切な経験・能力・知識を有する者が選任されており、社外監査役2名とも公認会計士の資格を有する財務・会計に関する十分な知見を有する者が選任されております。

(補充原則4-11-1)

当社取締役会は、当社の多様な業務とその業務機能、的確で迅速な意思決定、適切なリスク管理等に対応すること及び取締役会の独立性・客観性等を総合的に勘案した取締役会の規模とし、それに合わせた取締役を選任しております。社外取締役については、他社での経営経験と当社経営に資するスキルを保有している者を選任しております。またスキル・マトリックスをはじめとした取締役の有する具体的なスキル等の組み合わせの開示については、2022年6月を目途に検討してまいります。

#### 【原則5 - 2 . 経営戦略や経営企画の策定・公表】

##### （補充原則5 - 2 - 1）

取締役会は、事業ポートフォリオに関する基本方針の策定により、事業セグメントごとの資本コストも踏まえた経営資源の最適配分を検討してまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1 - 4 . 政策保有株式】

当社は、有価証券保有に関する方針および議決権行使に関する基準を以下の通りとしています。

##### 「政策保有に関する方針」

当社が純投資目的以外で保有する株式は、お客様や取引先の株式を保有することで、中長期的な関係維持、取引拡大等が可能となるものを対象としております。結果として当社の企業価値を高め、当社株主の利益に繋がると考えた場合において、保有する方針としています。

##### 「政策保有に関する検証の内容」

当社は、政策保有株式の検証にあたっては、毎年、保有株式ごとに保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、及び中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出時の保有目的に沿っているかを基に精査しています。なお、今後の状況変化に応じて、保有の妥当性が認められないと考える場合には縮減するなど見直していきます。

##### 「議決権行使に関する基準」

議決権行使に際しては、当該投資先の中長期的な企業価値ならびに株主還元の向上に結び付くか否かの視点に立ち、議案ごとに判断しています。また、議決権の行使内容は、取締役会に報告しています。

#### 【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社が当社役員と取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、当該取引につき重要な事実を取締役に上程し、決議しております。また、当社が主要株主と取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、取引の重要性の高いものについて、取締役会に上程し、決議しております。なお、取引条件等については、第三者の取引と同様に決定しております。

#### 【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、年金資産の運用に関する基本方針を定めるとともに、将来にわたって健全な年金制度運営を維持するための政策的資産構成割合を定めております。また、当該運用を委託している運用機関に対しては、運用実績などの定量面のみならず、投資方針、運用プロセス、コンプライアンス等の定性面について、所管の人事部門又は、必要に応じて経理部門等と連携をしてモニタリングを行っております。

#### 【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

##### (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

企業理念および中期経営計画をウェブサイトに掲載しております。

##### (2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

##### (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

本報告書の「1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」に記載しております。

##### (4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、取締役会規則で定めており、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名しております。

また、取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会にて、取締役・監査役の選任及び解任について審議し、具申された審議事項は、取締役会がこれを尊重するものとしております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明役員候補者については、個々の選任理由を「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

#### 【原則4 - 1 . 取締役会の役割・責務(1)】

##### （補充原則4 - 1 - 1）

当社の、取締役会は、取締役会規則において、自己の決議事項を定めることにより、決議事項に該当しない範囲の事項の決定などを担当取締役に委任する事を明確にしております。

#### 【原則4 - 3 . 取締役会の役割・責務(3)】

##### （補充原則4 - 3 - 4）

取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、運用状況につき報告を受けております。財務報告に係る内部統制の状況についても同様であります。リスクマネジメントについては、各種委員会で実施し、重要案件については、取締役会で報告しております。

#### 【原則4 - 4 . 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、社外監査役の高い専門性と社内監査役の有する情報を併せ、能動的、積極的に権限を行使する体制を確保しております。

#### 【原則4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役4名、社外監査役2名が在籍し、当該役員全員を独立役員として登録しております。社外取締役4名は、社外取締役独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻りに意見交換を行っており、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。加えて、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、経営の監視及び監督は機能しているものと考えております。

#### 【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法及び当社が上場する金融商品取引所が定める独立性に関する要件に加え、当社の経営に對し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

#### 【原則4 - 10 . 任意の仕組みの活用】

(補充原則4 - 10 - 1)

当社は、過半数の独立社外取締役を構成委員とする任意の指名報酬諮問委員会を設置しております。重要な事項に関しては、事前の説明や個別に協議の場を設けるなどして、独立社外取締役から多様性やスキルの観点を含め、適切な関与・助言を得られるようにしており、社外取締役や社外監査役の出席する取締役会において、十分な審議を行っております。

【原則4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4 - 11 - 2)

当社は、取締役及び監査役が、当社以外の上場会社を兼任する場合は、取締役会規則等の承認を要する定めになっております。また、当社は、毎年有価証券報告書、コ - ポレ - トガバナンス報告書等にて重要な兼任状況については開示しております。

(補充原則4 - 11 - 3)

社外役員との懇談会を年2回実施し、意見・要望を聞き、その結果を分析・評価を行い取締役会に取り入れることで、取締役会としての判断や会議の運営等、取締役会全体の実効性を高めております。

【原則4 - 13 . 情報入手と支援体制】

(補充原則4 - 13 - 3)

内部監査室と取締役、監査役との連携は、監査結果の報告を受ける等、定期的に情報交換を行っています。また、当社では、社外取締役・社外監査役と社内との連絡・調整を行う者の選任は行っていないものの、各事業の問題点を含む事項について、随時、常勤取締役・常勤監査役を通じて、各部門が社外取締役・社外監査役からの意見及び依頼事項を受け入れる体制となっております。

【原則4 - 14 . 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役・監査役に対し、職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等のために様々な研修機会を斡旋しております。また、経営を監督する上で必要となる情報や知識を提供するなど、取締役・監査役が自らの役割を果たすために必要な機会を提供しており、その際の費用負担については会社に請求できることとなっております。

(補充原則4 - 14 - 1)

当社は、取締役及び監査役が各自所属する団体のセミナーや勉強会において、各人の判断で必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽をしております。その際の費用負担については会社に請求できることとなっております。

(補充原則4 - 14 - 2)

取締役及び監査役に対するトレーニングの方針については、【原則4-14】に記載のとおり、取締役・監査役が自らの役割を十分に果たすべく、随時トレーニングを行うこととしております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

(補充原則5 - 1 - 1)

当社は、株主との実際の対話(面談)につきましては、経営企画室が窓口となり対応しております。また、株主・投資家からの対話内容に応じて、適切な取締役、監査役が面談に対応しております。

(補充原則5 - 1 - 2)

(1)株主との対話全般について、下記(2)～(5)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

当社は、人事・総務・経理を統括している取締役をIR担当取締役に指定しております。

(2)対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

対話を補助する社内の関連部門は、開示資料の作成や必要な情報の共有等、積極的に連携を取りながら業務を行っております。

(3)個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に係る取組み

名証IRエキスポへ出展しております。

(4)対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

対話において把握した株主の意見等は、必要に応じ取締役・経営陣及び関係部門にフィードバックし、情報の共有を図っております。

(5)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

株主・投資家との対話において、インサイダー情報を伝達することはいたしません。なお、決算発表前の期間は、サイレント期間として投資家との対話を制限しています。

2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称                  | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|-------------------------|----------|-------|
| トヨタ自動車株式会社              | 792,000  | 4.94  |
| 株式会社三菱UFJ銀行             | 660,600  | 4.12  |
| 第一生命保険株式会社              | 660,000  | 4.11  |
| 株式会社豊田自動織機              | 620,300  | 3.87  |
| 株式会社三井住友銀行              | 600,000  | 3.74  |
| CMC協力会持株会               | 594,038  | 3.70  |
| 新東工業株式会社                | 460,000  | 2.87  |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社      | 455,000  | 2.84  |
| 中央可鍛持株会                 | 450,362  | 2.81  |
| 株式会社日本カストディ銀行株式会社(信託口4) | 440,000  | 2.74  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
| 親会社の有無          | なし |

|      |
|------|
| 補足説明 |
|      |

3. 企業属性

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 名古屋 第二部         |
| 決算期                 | 3月              |
| 業種                  | 鉄鋼              |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上         |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社未満           |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 13 名   |
| 定款上の取締役の任期             | 1 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 10 名   |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 4 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 4 名    |

|           |
|-----------|
| 会社との関係(1) |
|-----------|

| 氏名    | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 瀬尾 英重 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 星 文雄  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 上畑 廣高 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 森 琢也  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                                                                        |
|-------|------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 瀬尾 英重 | ○    | 独立役員         | 人格、見識ともに優れ、また同氏がこれまで培ってきた企業経営における豊富な経験と知見などを当社グループの経営に活かし、業務執行から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただけると判断しております。<br>(独立役員の選定理由)<br>独立役員の属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無く、独立役員として、一般株主保護の機能が期待できるため。             |
| 星 文雄  | ○    | 独立役員         | 国際業務を通じた豊富な経験と経営に対する幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、当社の経営に対しさまざまな意見をいただけると判断しております。<br>(独立役員の選定理由)<br>独立役員の属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無く、独立役員として、一般株主保護の機能が期待できるため。                                 |
| 上畑 廣高 | ○    | 独立役員         | 人格、見識ともに優れ、また同氏がこれまで培ってきた豊富な人材育成ノウハウと経営に関する知見などを当社グループの経営に活かし、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、当社の経営に対しさまざまな意見をいただけると判断しております。<br>(独立役員の選定理由)<br>独立役員の属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無く、独立役員として、一般株主保護の機能が期待できるため。 |
| 森 琢也  | ○    | 独立役員         | 製造業の経営を通じた豊富な経験と技術に対する幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、当社の経営に対しさまざまな意見をいただけると判断しております。<br>(独立役員の選定理由)<br>独立役員の属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無く、独立役員として、一般株主保護の機能が期待できるため。                               |

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

|                  | 委員会の名称    | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|-----------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬諮問委員会 | 6      | 0       | 2        | 4        | 0        | 0      | 社外取締役   |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬諮問委員会 | 6      | 0       | 2        | 4        | 0        | 0      | 社外取締役   |

補足説明

2019年12月20日の取締役会決議により、指名報酬諮問委員会を設置しました。

【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数  | 4 名    |
| 監査役の数      | 3 名    |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門は2006年1月に設立いたしており、現時点においてはコンプライアンスおよびコ - ポレ - ト・ガバナンスの確立をさせることに取り組んでいます。監査役との連携は、監査法人も含め常時方向性と進捗状況を確認しつつ業務遂行しております。

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況            | 選任している |
| 社外監査役の数               | 2 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 | 2 名    |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性    | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |       | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 林 清博  | 公認会計士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 小野田 誓 | 公認会計士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目  
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者  
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与  
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役  
d 上場会社の親会社の監査役  
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者  
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者  
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者  
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家  
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)  
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)  
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)  
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)  
m その他

会社との関係(2)

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明        | 選任の理由                                                                                                                                             |
|------|------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 林 清博 | ○    | 林清博会計事務所 所長<br>独立役員 | 法令ならびに経理について公認会計士としての豊かな経験・知識にもとづき、広範囲かつ高度な視野で監査いただきたいため。<br>(独立役員の選定理由)<br>独立役員の属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無く、独立役員として、一般株主保護の機能が期待できるため。 |

|       |   |                      |                                                                                                                                                   |
|-------|---|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小野田 誓 | ○ | 小野田誓会計事務所 所長<br>独立役員 | 法令ならびに経理について公認会計士としての豊かな経験・知識にもとづき、広範囲かつ高度な視野で監査いただきたいため。<br>(独立役員の選定理由)<br>独立役員の属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無く、独立役員として、一般株主保護の機能が期待できるため。 |
|-------|---|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 【独立役員関係】

|         |     |
|---------|-----|
| 独立役員の人数 | 6 名 |
|---------|-----|

|               |
|---------------|
| その他独立役員に関する事項 |
|---------------|

当社は独立役員の要件をみたす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動報酬制度の導入、その他 |
|---------------------------|-----------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

取締役の報酬については、「取締役報酬関係 報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りであります。

|                 |  |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 |  |
|-----------------|--|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

## 【取締役報酬関係】

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

有価証券報告書において、役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の人数を開示しております。

|                      |    |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

|                        |
|------------------------|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 |
|------------------------|

### 1.基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値向上に資することを原則とし、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ、客観性・妥当性・公正性を考慮し適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての金銭報酬、業績連動報酬である賞与、及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役についてはその職責に鑑み固定報酬としての金銭報酬のみであります。

## 2. 固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬などの額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例支給とし、職位、職責及び従業員の給与水準を考慮したうえで総合的に勘案して決定しております。

## 3. 業績連動報酬等の内容および額または算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬である賞与については、当該年度の企業業績、経営環境、各取締役の業績及び従業員への賞与水準を考慮したうえで決定する金銭報酬とし、当期の業績に対する達成度及び持続的企業価値向上の実現を評価する指標として、連結営業利益及び連結親会社株主に帰属する当期純利益の対前期比増減額を基に算出された額を毎年一定の時期に支給しております。

## 4. 非金銭報酬等の内容および額または株式数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役が株価変動を株主の皆様と共有し、株価上昇に対するインセンティブ及び中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるために譲渡制限付株式を交付しております。算定にあたっては、一定の付与基準に基づき原案を作成し、取締役会にて決定しております。

## 5. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を基にした報酬水準を踏まえ、上位の役職ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会において検討を行っております。取締役会は同委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

## 6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬諮問委員会における答申を経た上で取締役会決議にて決定された方針

に基づき、代表取締役社長武山直民氏がその具体的な内容について委任を受けるものとします。その権限の内容は各取締役の固定報酬(金銭報酬)の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申内容に従って報酬額の決定をしております。なお、非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬については指名報酬諮問委員会の答申を踏まえ、個人別の割当株式数は取締役会にて決議するものとしております。

## 7. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が基本方針に基づき作成した報酬案を、指名報酬諮問委員会において検討の上、答申し、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

## 8. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議

### a. 取締役の報酬額等の限度額

2021年6月23日開催の第92回定時株主総会において年額250,000千円以内(うち社外取締役の報酬等の額については年額40,000千円以内とし、使用人分給与は含まないものとする)と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は10名(うち社外取締役は4名)です。

### b. 譲渡制限付株式報酬の限度額

2018年6月22日開催の第89回定時株主総会において、取締役の報酬等の限度額とは別枠で、当社取締役(社外取締役を除く)を対象とし年額50,000千円以内と決議いただいております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対し、取締役会開催について経営企画部門が事前に情報の提供を行っております。

また、社外監査役に対し、取締役会の開催に際し、常勤監査役による議案の事前審議、情報の提供を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会、経営会議、監査役会等を通じて取締役の業務執行に対する監視機能の充実を図っております。また、常勤取締役による「経営会議」を開催し、取締役による営業報告の他、重要な経営課題の審議とプロジェクトの進行状況を確認しております。機動的に重要事項の決定および監視ができる経営体制をとっております。

また、当社は監査役制度を採用しております。監査役は、監査役会が定めた監査方針および監査計画に従い、取締役等の職務遂行を監視しております。

また、監査役は監査法人から監査計画、監査実施状況等の報告を受けるための会合を開催し、相互の連携を高め、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

監査役の監査については、監査役が取締役会および経営会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要書類の閲覧や業務執行状況のヒアリング等により、取締役の業務執行を監査しております。なお、監査役は国内子会社の監査役を兼務しており、各社の業務執行状況を監視できる体制となっております。

会計監査については、仰星監査法人を選任しております。

当社は社外独立役員が半数を占める指名報酬諮問委員会を設置し、報酬・指名等に際して、適切な審査及び勧告を受け、取締役会で決議しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であり、常勤監査役1名・社外監査役2名の3名で構成され、取締役の業務執行を監査する監査体制を採用しております。現在の状況は、取締役10名のうち社外取締役4名、監査役3名のうち社外監査役2名の体制となっており、社外取締役の取締役会への参加により経営の健全性に努めております。また、社外監査役による取締役の職務執行の適正な監査が機能するための体制を構築しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|               | 補足説明                                                         |
|---------------|--------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主の皆様へ株主総会の情報、早期にお知らせするため、株主総会招集通知を法定期限から平均2日以上前に発送いたしております。 |

### 2. IRに関する活動状況

|                  | 補足説明                                    | 代表者自身による説明の有無 |
|------------------|-----------------------------------------|---------------|
| IR資料のホームページ掲載    | ホ - ムベ - ジにて決算発表の状況および随時直近の状況を発信しております。 |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 経営企画室                                   |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                                                                                        |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、人・社会・自然に調和する、クリーンでフェアな企業行動に徹し、国際社会から信頼される企業市民として、豊かで住み良い社会造りに貢献する事を経営理念としています。<br>また、その実現のために、株主の皆様や、取引先、地域社会、従業員等と良好な関係を築き、魅力ある製品とサービスを提供し続け、持続的な成長を遂げていく事が重要と考えております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 当社は環境方針において、金属素形材メーカーとしての事業活動が、地域および地球環境に与える影響を十分に認識した環境保全活動の継続的推進を規定しているほか、安全運転普及活動、地域社会に対する社会貢献活動等を実施しております。                                                              |

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

当社は会社法に基づき、当社及び子会社の業務の適正を確保するための必要な体制を整備し、適正な運用に努め、毎年その運用状況を確認し、体制のさらなる充実を目指す。

- 取締役および従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - 取締役および従業員の企業倫理意識の向上、法令遵守のための「企業行動憲章」および「企業行動指針」の周知活動を継続する。
  - 取締役および従業員にコンプライアンス意識浸透のため必要に応じて各部に諸規定の整備・遵守を徹底するため教育を実施する。
  - 社内における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期発見し、是正するために従業員を対象とした内部通報制度「企業倫理ヘルプライン制度」が有効的に機能する体制を維持する。
  - 職務の適正を確保するため内部監査室を設け内部監査体制の確保を図り、各部門および子会社の内部監査を実施する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存、整理に関する体制
  - 取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る文書その他情報については、社内規定に基づき記録し適切に保管する。(電磁的記録を含む)
- 損失の危険の管理に関する規定・体制
  - 不測の事態が発生した場合には、リスク管理規定に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害を最小限に留める体制を整える。
  - 災害の発生に備えて、マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じてリスクの分散措置および保険付保等を行う。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務分掌規定に基づき各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備し、必要に応じて当該職務分掌を見直す。
- (2) 取締役に対し利益計画および年度の会計方針に基づき職務の進捗状況を取締役会で報告すると共に、必要に応じて所要の対策を実施することを義務付ける。

#### 5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の業務の適正を確保するために、適任の取締役、監査役を当該子会社の取締役、監査役に就任させる等の手段により業務の適正性と適法性を確保しグループの健全な内部統制環境の醸成を図ります。
- (2) 子会社での重大なリスクが発生または予見される際には子会社より適時に報告を受け、機敏かつ的確に対応します。
- (3) 子会社社長が毎月経営会議に出席する等定期及び随時の情報交換を行い、経営方針や経営課題について必要な助言、支援を得ます。また子会社管理規定に基づき重要事項の事前承認や報告を行います。

#### 6. 監査スタッフおよびその独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を行うために必要に応じて、社内の要員に対し補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものといたします。
- (2) 上記補助者の所属する取締役は人事異動・人事評価・懲戒処分については事前に監査役の承認を得なければならないものとする。

#### 7. 取締役・従業員の監査役に対する報告体制、その他監査役の監査の実効性を確保する為の体制

- (1) 取締役・従業員は、定期・不定期に監査役に役員会・経営会議等において業務の執行状況を報告する。
- (2) 取締役・従業員の職務の執行状況等について監査役から質問等があった場合は、直ちに調査し報告する。
- (3) 取締役は、監査役に対して、決算内容、重要な職務の執行状況等を報告する。
- (4) 主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、会計監査人との定期、随時の情報交換の機会を確保します。
- (5) 取締役は主な業務執行について会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時には直ちに監査役に報告します。

#### 8. 子会社の取締役等から報告を受けたものが監査役に報告するための体制

- (1) 自社及び子会社の法令違反その他のコンプライアンス上の問題等について、監査役への適切な報告体制を維持する。

#### 9. 監査役への報告をした者が当該報告をした事を理由として不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

- (1) 監査役に報告をした者がその報告をした事を理由として不利益な取り扱いを受けない事とする。

#### 10. 監査役の職務執行について生じる監査費用の前払い又は償還の手続きその他の監査費用の処理に係る方針

- (1) 監査役がその職務について必要な費用の前払い等の請求をした時は、速やかに会社は当該費用を支払う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業行動憲章」および「企業行動指針」において反社会的勢力に対して毅然とした態度を取ること、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを定めております。

万一、不当な要求があった場合には、関連する外部専門機関と連絡を密に取り、不当要求には断固応じないという姿勢で取り組んでまいります。

### その他

#### 1. 買収防衛策の導入の有無

|             |    |
|-------------|----|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |
|-------------|----|

該当項目に関する補足説明

#### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

##### < 会社情報の管理、適時開示の体制 >

1. 当社は、当社および子会社に関する情報の管理について定め、社内規定として、適時開示についての体制および手続きを定めております。
2. 社内規定に基づき、情報の内容別に定められた開示対象情報管理部署からの連絡または経営会議資料および取締役会資料のチェックにより、適時開示主管部署（IR担当部門）が情報を収集しております。
3. 適時開示主管部署および適時開示責任者（IR担当役員）は収集した情報について、上場証券取引所規則ならびに金融商品取引法をはじめとする関係法令、規則、ガイドライン等に基づき開示判断を行っております。
4. 上記判断に基づき開示が必要な場合は、取締役社長および常勤監査役への報告手続きを経て、適時迅速な開示を行っております。

